

# 購買取引の適正化に向けた取組み

2016年5月23日

(一社)日本経済団体連合会

# 「企業行動憲章」(制定:1991年9月14日、最終改定:2010年9月14日)

企業は、公正な競争を通じて付加価値を創出し、雇用を生み出すなど経済社会の発展を担うとともに、広く社会にとって有用な存在でなければならない。そのため企業は、次の10原則に基づき、国の内外において、人権を尊重し、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、持続可能な社会の創造に向けて、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていく。

1. 社会的に有用で安全な商品・サービスを開発、提供し、消費者・顧客の満足と信頼を獲得する。
2. 公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行う。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。
3. 株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。また、個人情報・顧客情報をはじめとする各種情報の保護・管理を徹底する。
4. 従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現する。
5. 環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件として、主体的に行動する。
6. 「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。
7. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底する。
8. 事業活動のグローバル化に対応し、各国・地域の法律の遵守、人権を含む各種の国際規範の尊重はもとより、文化や慣習、ステークホルダーの関心に配慮した経営を行い、当該国・地域の経済社会の発展に貢献する。
9. 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、社内ならびにグループ企業にその徹底を図るとともに、取引先にも促す。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制を確立する。
10. 本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。

(注：下線は経団連事務局による)

# 「経営労働政策特別委員会報告」

## 【2015年版】

### 経営側の基本スタンス

経営者自らが経済再生の主要役を担うべきとの観点から、経団連は、企業収益の持続的な拡大を図り、今次交渉・協議における賞与や手当を含めた賃金の引き上げを目指し、会員企業に呼びかけることを表明した。また、原材料価格やエネルギーコストの上昇の影響を受けている中小企業に配慮し、引き続き、取引の適正化や、取引企業の生産性向上等に資する支援・協力など、総合的に取り組んでいく姿勢を明らかにした。

### 中小企業に対する支援

原子力発電所の稼働停止や円安の進行によるエネルギー価格の上昇は、価格転嫁が容易ではない中小企業の経営を圧迫しており、エネルギーコスト低減に向けた支援の強化が不可欠である。大企業としても、取引先企業との取引の適正化に努めていく。

## 【2016年版】

### 経営側の基本スタンス

2016年の労使交渉・協議にあたり、重視すべき考慮要素として、デフレからの脱却と持続的な経済成長の実現に向け、経済の好循環を回すという社会的要請がある。力強い経済の実現に向けた名目GDP3%成長への道筋も視野に置きながら、各社の収益に見合った積極的な対応を図ることが求められる。具体的には、収益が拡大した企業において、設備投資や研究開発投資、雇用の拡大などとあわせ、2014年の政労使会議のとりまとめに則り、2015年を上回る「年収ベースの賃金引上げ」について、前向きで踏み込んだ検討が望まれる。

### 中小零細企業への配慮

経団連としては、取引企業の仕入価格の上昇等を踏まえた価格転嫁や支援・協力に取り組むよう、引き続き会員企業へ呼びかけていく。政府は、中小企業のニーズに即した生産性向上に効果のある施策を速やかに実施すべきである。

# 経団連における政労使会議以降の主な周知活動

## 1. 「経営労働政策特別委員会報告」を通じた周知

- 「2015年版経労委報告」において、取引先企業との取引の適正化努力を記載するとともに、報告書の考え方について、東京でのシンポジウムをはじめ、全国60カ所以上で講演
- 「2016年版経労委報告」（1月19日公表）においても、取引価格の適正化について記載するとともに、全国60カ所以上で講演するなど、引き続き呼びかけを実施

## 2. 会員企業等に対する直接の呼びかけ

- 経団連幹事会（2015年4月14日）において、経団連会長より「価格転嫁を含めた適正な取引価格の形成や、生産性向上・高付加価値化に向けた支援・協力等の取組みを推進するよう」呼びかけ
- 同様の趣旨の書簡を、経団連会長名で「取引先企業への支援協力について」として全会員企業に発出（2015年4月14日付）
- 地方経済団体との懇談会において周知、呼びかけ
- 中小企業庁「下請等中小企業の取引条件改善に関する調査」について、経団連会長名で全会員企業に対して周知・協力呼びかけの書簡を発出（2016年1月25日付）

## 3. 媒体を通じた周知

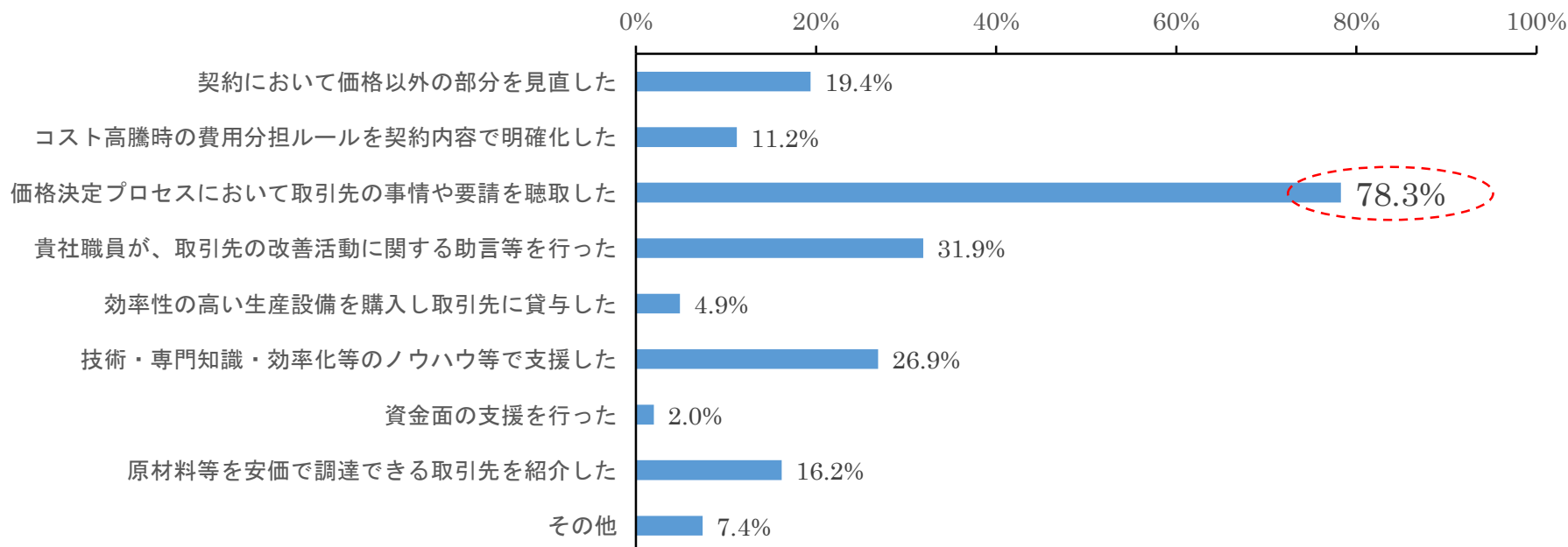
- 経団連機関紙（経団連タイムス、2015年4月16日付）
- 経団連ホームページ

# 政労使合意を踏まえた企業の取組み(中小企業庁アンケート①)

- アンケートに協力した経団連会員の7割以上が、政労使合意を認識。
- 取引先企業への支援・協力の内容として、「価格決定プロセスにおいて取引先の事情や要請を聴取した」との回答は8割近くにのぼる。

	日本経済団体連合会 [企業]会員	日本経済団体連合会 [団体]会員	商工会議所 (日本商工会議所) 会員
(政労使合意) 知っている	352 (74.7%)	460 (60.0%)	938 (41.0%)
(政労使合意) 知らない	119 (25.3%)	307 (40.0%)	1,352 (59.0%)

## 取引先企業への支援・協力の内容

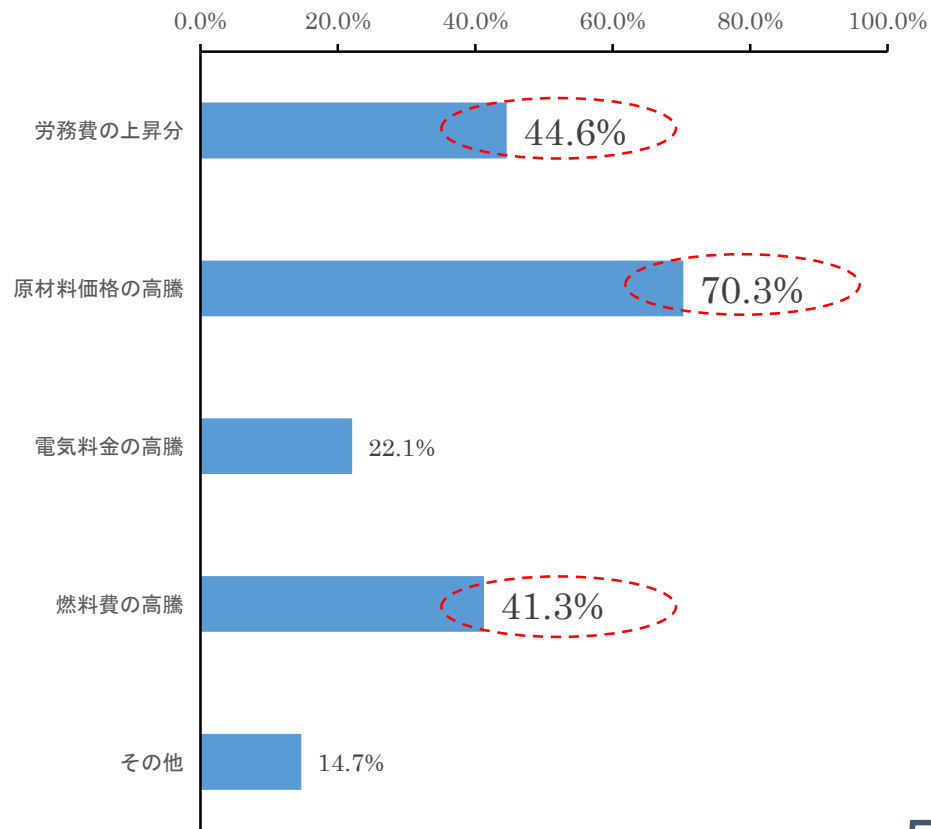
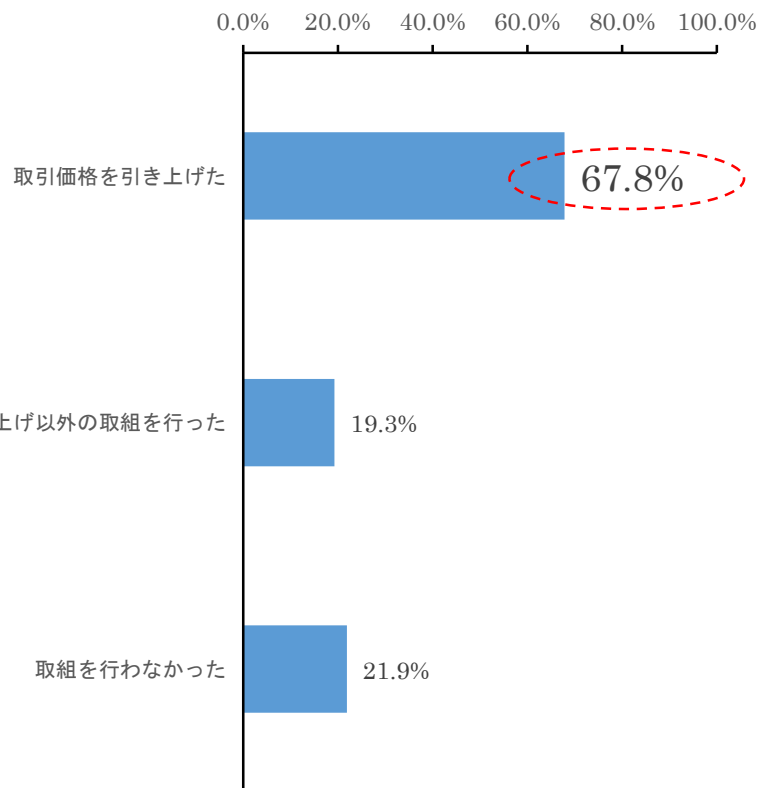


# 政労使合意を踏まえた企業の取組み(中小企業庁アンケート②)

- 政労使合意を認識している企業のうち、7割近くが取引価格を引き上げ。
- 価格引き上げで考慮した項目は「原材料価格の高騰」「労務費の上昇分」「燃料費の高騰」など。
- 適正な取引への実効的な行動につながっている。

取引先企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた価格  
転嫁や支援・協力の状況

取引価格引き上げで考慮した項目



# 適正取引の実現に向けて

- 取引価格は事業者の経営判断と市場競争に基づき決定される。
- 中小企業庁のアンケート結果は、取引先の次元が下がるにつれて取組の把握が困難となっており、経団連会員企業への周知徹底に加え、例えば中小企業が多く加盟する組織や業種別団体、地方の経済団体など、様々な主体による適正取引の徹底への呼びかけを行うことが効果的であり、経団連としても協力していく。

## 取引実態の把握(回答全体)

	回答割合
貴社から数えて一次取引先Aの取組のみ把握	46.1%
貴社から数えて二次取引先Bの取組まで把握	15.4%
貴社から数えて三次取引先Cの取組まで把握	1.9%
貴社から数えて四次取引先D以降の取組まで把握	1.3%
把握していない(貴社自身の取組のみ把握)	35.3%

出所：中小企業庁「下請等中小企業の取引状況の改善に関する調査」を経団連事務局で一部改変